

第五十号議案

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年六月十二日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「若しくは金銭」及び「又は金銭」を削り、同項第九号を次のように改める。

九 所得税法第七十八条第二項第四号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第三十六条第二項中「よつて」を「より」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

付則第二条の二を次のように改める。

第二条の二 削除

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の二第一項及び付則第二条の二の改正規定並びに次条の規定は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の第十九条の二第二項（第九号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）とする。」とする。

（説明）

区民税の減免について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると区長が認める場合は、職権による減免を可能とするほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。